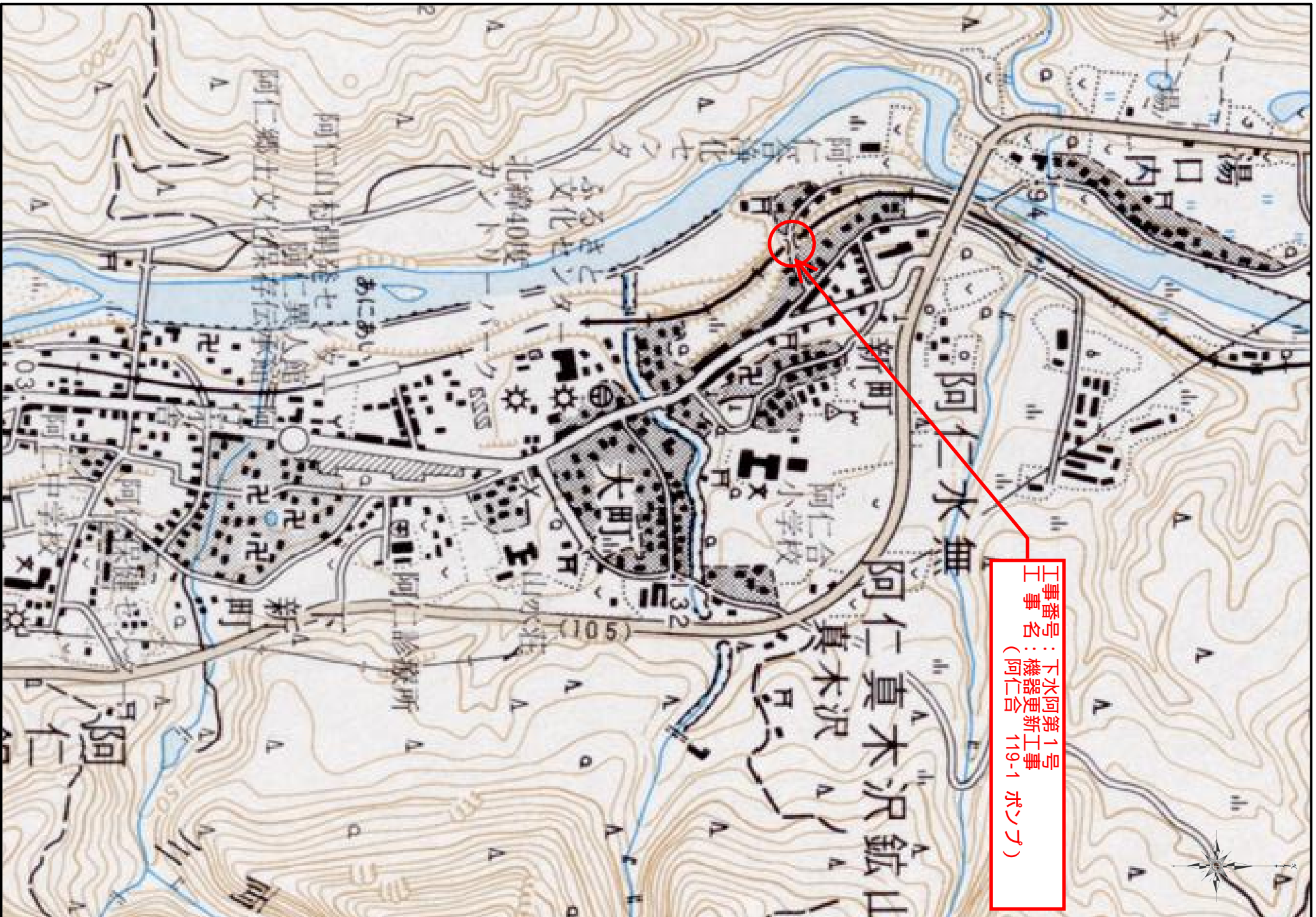


工 事 年 度	令和 8 年度
工 事 名	機器更新工事（阿仁合No.119-1 ポンプ）
変 更 回 数	
諸 経 費 区 分	公共 令和07年度（令和08年4月以降）
工 種 区 分	下水道工事（3）
単 価 適 用 年 月 日	令和08年06月01日付 実施単価表
単 価 地 区	北秋田B地区
機 損 適 用 年 月 日	令和07年10月01日付 公共 B地区
歩 掛 適 用 年 月 日	令和07年10月 公共歩掛
備 考	



工事番号：下水阿第1号
工事名：機器更新 (阿仁合 119-1 ポンプ)

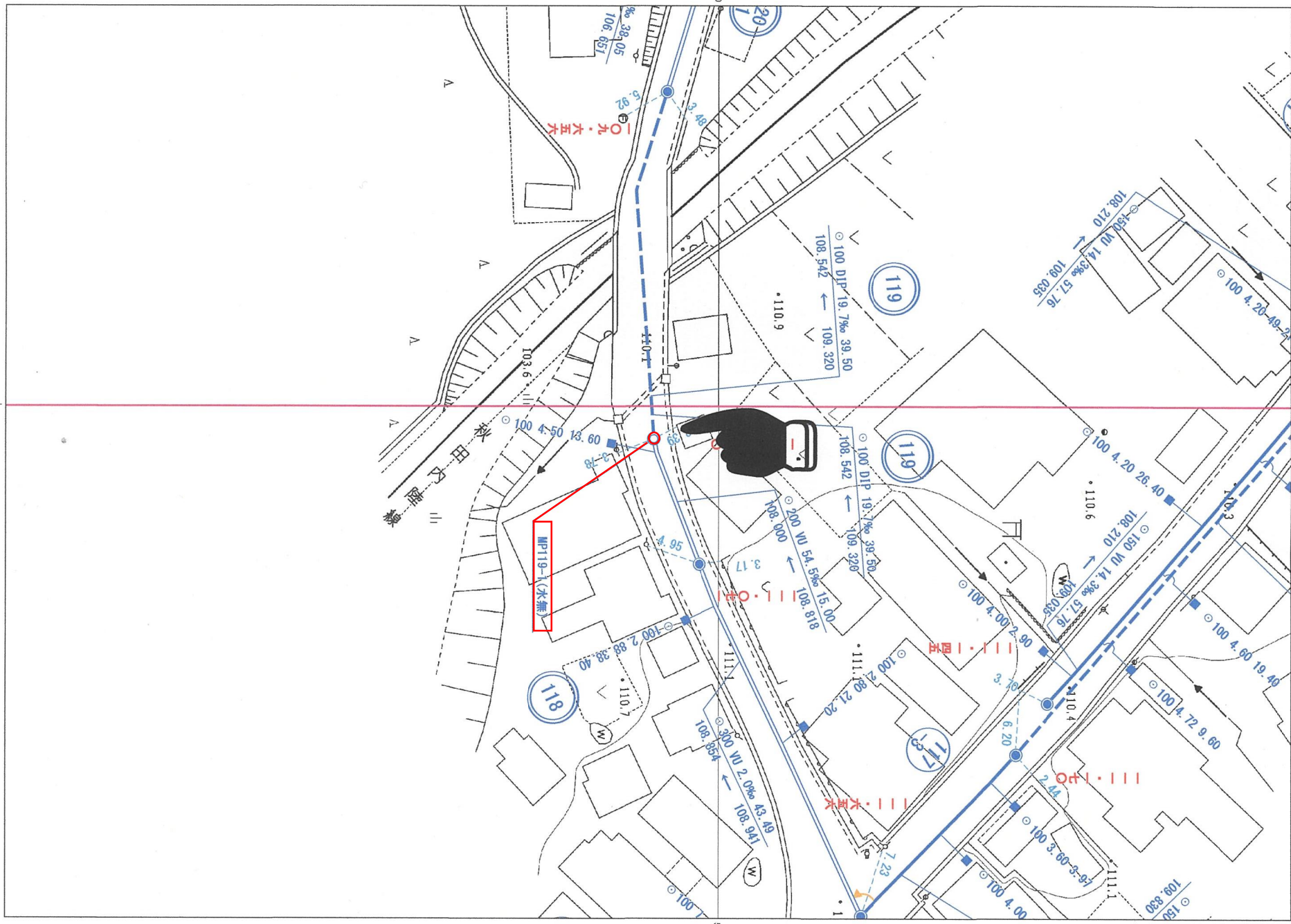




1:591

008'98"

-36.800



MP119-水無

九・大五九

四五

大五九

118

119

119

117

20

106.657

100 DIP 19.7% 39.50
108.542 ← 109.320

150 VU 14.3% 57.76
108.210 ← 109.035

100 4.20 26.40

150 VU 14.3% 57.76
108.210 ← 109.035

100 4.90 19.40

100 3.60 9.95

109.830

500

500

令和8年度

工事番号 下水阿第1号

機器更新工事(阿仁合No.119-1ポンプ)

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年6月

建設部上下水道課

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目 (節)	条件	内 容
1 共通仕様書の適用	<p>本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県土木工事共通仕様書 (令和7年10月1日以降適用) ・ 機械設備標準仕様書 日本下水道事業団 (令和7年度) ・ 機械設備工事一般仕様書 日本下水道事業団 (令和7年度) ・ 機械設備工事必携 日本下水道事業団 (令和7年度) ・ 電気通信設備工事共通仕様書 (令和7年3月) 国土交通省大臣官房 技術調査課電気通信室 	
2 余裕期間制度の適用	<p>● ない</p> <p>ある</p> <p>発注者指定方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ・ 本工事は余裕期間設定工事であり、工事着手日は上記のとおりとする。 ・ 契約締結の日から、工事着手日の前日までの期間については、現場工事に着手できない。 ・ 当初契約締結後において、工事着手日前に工事に着手することができることとなった場合は、受発注者協議の上、余裕期間を短縮し、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるとする。 ・ 工事着手日については、秋田県土木工事共通仕様書によらず工事着手日に提出することとする。 ・ 工事着手日前にあつては、受注者は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができず、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行ってはならない。なお、余裕期間内に発注者が、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行つてはならない。なお、余裕期間内に発注者が、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行つてはならない。なお、余裕期間内に発注者が、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行つてはならない。なお、余裕期間内に発注者が、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行つてはならない。
3 技術者の専任	<p>● ない</p> <p>通常の契約工事</p> <p>ない</p> <p>余裕期間設定工事</p> <p>ある</p> <p>通常の契約工事</p> <p>ある</p> <p>余裕期間設定工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任を要しない主任技術者 ・ 現場代理人・主任 (監理) 技術者選任届は、秋田県土木工事共通仕様書によらず契約時に提出するものとする。ただし、配置が必要な期間は工事着手日からとする。 ・ 現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間) については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。 ・ 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。 ・ 現場代理人・主任 (監理) 技術者選任届は、秋田県土木工事共通仕様書によらず契約時に提出するものとする。ただし、配置及び専任を開始する時期は、工事着手日からとする。工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。

4 現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し											
		ある	・契約締結後、令和 年 月 日までの期間については現場施工に着手できない。 ・主任技術者又は監理技術者の専任をもとめられている工事については、上記期日までは工事現場への専任を要しない。											
5 電子納品 ※電子納品運用が「ホララ」等の運用 (R7.9.5)	●	●	・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する ・発注者に「成果品」及び「電子媒体2部」を納品する。 ・完成検査合格後、発注者は技術管理課に「成果品登録依頼書」と「成果品登録用電子媒体1部」を提出する。 ・なお、納品方法は電子納品運用が「ホララ」等の運用 (R7.9.5) によるものとする。 【工事成果品登録対象】											
			<table border="1"> <tr> <td>登録対象①</td> <td>重要構造物を有する工事。 ※詳細は別紙「登録対象①詳細事項」による。</td> </tr> <tr> <td>登録対象②</td> <td>工事において、構造計算・安定計算を行うもの。(例 委託成果に再度の構造計算等の大幅な設計変更が伴うもので、工事において図面を作成したもの)</td> </tr> <tr> <td>登録対象③</td> <td>工事において、詳細設計を行うもの。(例 橋梁上部工詳細設計)</td> </tr> <tr> <td>登録対象④</td> <td>その他、(例 トンネル、地下道の設備系資料)</td> </tr> </table>	登録対象①	重要構造物を有する工事。 ※詳細は別紙「登録対象①詳細事項」による。	登録対象②	工事において、構造計算・安定計算を行うもの。(例 委託成果に再度の構造計算等の大幅な設計変更が伴うもので、工事において図面を作成したもの)	登録対象③	工事において、詳細設計を行うもの。(例 橋梁上部工詳細設計)	登録対象④	その他、(例 トンネル、地下道の設備系資料)			
登録対象①	重要構造物を有する工事。 ※詳細は別紙「登録対象①詳細事項」による。													
登録対象②	工事において、構造計算・安定計算を行うもの。(例 委託成果に再度の構造計算等の大幅な設計変更が伴うもので、工事において図面を作成したもの)													
登録対象③	工事において、詳細設計を行うもの。(例 橋梁上部工詳細設計)													
登録対象④	その他、(例 トンネル、地下道の設備系資料)													
6 工事施工調整会議 (三者協議)	●	ない	・対象なし											
		ある	・本工事は、工事着手前等に当該工事の受注者、その設計を担当したコンサルタント等並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事施工調整会議」を設置する工事である。 「工事施工調整会議」は施工計画書の提出前に開催するものとし、開催日・場所等の詳細については監督職員の指示によるものとする。 このほか、受注者は設計図書の照査等を実施した結果、設計図書の確認を求める必要が生じた場合には、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、発注者に「工事施工調整会議」の開催を協議することができる。											
7 施工調査の対象工事	●	ない	・対象なし											
		ある	・本工事は、施工合理化調査等の対象工事とする。なお、調査要領等は別途に監督職員が指示する。											
8 施工手段等の指定 (契約指定事項)	●	ない	・指定事項なし											
		ある	・別添の契約指定事項書 (様式-1) のとおり											
9 検査・品質管理関係														
(1) 中間検査の対象工事 ※中間検査運用基準 (H21.7)	●	ない	・中間検査なし											
		ある	<table border="1"> <tr> <td>工種</td> <td>実施段階</td> <td>実施回数</td> </tr> <tr> <td>橋梁下部工 (橋台工)</td> <td>埋戻し前</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>擁壁工</td> <td>鉄筋組立完了時</td> <td>1回</td> </tr> </table> <p>・本工事は中間検査の対象工事とする。 なお、中間検査の実施段階は次によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">中間検査実施段階</p>	工種	実施段階	実施回数	橋梁下部工 (橋台工)	埋戻し前	1回	擁壁工	鉄筋組立完了時	1回		
工種	実施段階	実施回数												
橋梁下部工 (橋台工)	埋戻し前	1回												
擁壁工	鉄筋組立完了時	1回												
(2) 段階確認 (追加がある場合)	●	ない	・追加確認なし (土木工事共通仕様書のとおり)											
		ある	<p>・土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編3-1-1-4の段階確認に指定された工種に、次の工種を追加するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補強工事</td> <td>受撃体</td> <td>設置完了時</td> <td>延長、高さ、幅、厚さ</td> </tr> <tr> <td>シカクカケール</td> <td>抵抗体</td> <td>施工途中、設置完了時</td> <td>基準高、設置高、壁面高、延長、天端幅、底端幅、締め間め度(2回)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	補強工事	受撃体	設置完了時	延長、高さ、幅、厚さ	シカクカケール	抵抗体	施工途中、設置完了時
種別	細別	確認時期	確認項目											
補強工事	受撃体	設置完了時	延長、高さ、幅、厚さ											
シカクカケール	抵抗体	施工途中、設置完了時	基準高、設置高、壁面高、延長、天端幅、底端幅、締め間め度(2回)											

(3) 重点監督対象工事	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする 																
		ある																	
(4) 規格値 (新たに定める場合)	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による） 																
		ある																	
(5) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【道路・河川等】	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。 																
		ある																	
(6) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【橋梁等】	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 対象なし 																
		ある																	
(7) 品質証明 (社内検査) 制度対象工事 ※予定価格2億円以上	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 対象なし 																
		ある																	
(8) 非破壊試験等による コンクリートの品質管理	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 対象なし 																
		ある(強度)																	
10 ICT活用工事の対象		ある (配筋・かぶり)	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は段階確認の頻度を増やす重点監督の対象工事とする。 <p>【#20.4.1秋田県請負工事監督事務処理要領建設交通部運用：重点監督】</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>主たる工種に新工法・新材料を採用した工事(対象工種部分のみ)</td> </tr> <tr> <td>対象工種</td> <td>例 標準垂掛のない新技術・新工法を用いた工種</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>施工条件が厳しい工事(工事内容によっては、対象工種部分のみ)</td> </tr> <tr> <td>対象工種</td> <td>例 軟弱地盤上での構造物、場所打ちPC橋等</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>第三者に対する影響のある工事</td> </tr> <tr> <td>対象工種</td> <td>例 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削工事</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>対象工種</td> <td></td> </tr> </table> <p>・本工事は「非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理」の品質管理手法の対工種である。</p> <p>【対象工事】新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。</p> <p>・本工事は「非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理」の品質管理手法の対工種である。</p> <p>【対象工事】新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。</p> <p>ICT施工、ICT舗装工、ICT河川浚渫、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT舗装工(修繕工)、ICT土工(1,000m3未満)、ICT小規模土工、ICT構造物工(橋脚・橋台)、ICT擁壁工、ICT基礎工、ICT構造物工(橋梁上部)、ICTコンクリート堰堤工</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT対象工種 工事の実施については、「秋田県ICT活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領(実施編)」及び「積算編」に基づいて実施するものとする。上記のICT対象工種以外の工種については、受注者希望型として扱う。 受注者は、ICT対象工種以外においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、当該工種をICT対象工種として扱うものとする。 	イ	主たる工種に新工法・新材料を採用した工事(対象工種部分のみ)	対象工種	例 標準垂掛のない新技術・新工法を用いた工種	ロ	施工条件が厳しい工事(工事内容によっては、対象工種部分のみ)	対象工種	例 軟弱地盤上での構造物、場所打ちPC橋等	ハ	第三者に対する影響のある工事	対象工種	例 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削工事	ニ	その他	対象工種	
	イ	主たる工種に新工法・新材料を採用した工事(対象工種部分のみ)																	
対象工種	例 標準垂掛のない新技術・新工法を用いた工種																		
ロ	施工条件が厳しい工事(工事内容によっては、対象工種部分のみ)																		
対象工種	例 軟弱地盤上での構造物、場所打ちPC橋等																		
ハ	第三者に対する影響のある工事																		
対象工種	例 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削工事																		
ニ	その他																		
対象工種																			
		発注者 指定型																	

	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事をICT活用工事として扱うものとする。 工事の実施については、「秋田県ICT活用工事実施要綱」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」及び「積算編」に基づいて実施するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> 対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、ICT活用工事の対象外とする。 ただし、ICT活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとする。なお、ICT活用工事設定後は、受注者希望型と同様の扱いとする。
<ul style="list-style-type: none"> 発注者指定型 	<ul style="list-style-type: none"> ICT対象工種は、「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT河道浚渫」、「ICT地盤改良工」、「ICT法面工」、「ICT付帯構造物設置工」、「ICT舗装工（修繕工）」、「ICT土工（1,000mm3未満）」、「ICT小規模土工」、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」、「ICT擁壁工」、「ICT基礎工」、「ICT構造物工（橋梁上部）」、又は「ICTコンクリート堰堤工」とする。 工事の実施については、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」及び「積算編」に基づいて実施するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> 受注者希望型 	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事を簡易型ICT活用工事として扱うものとする。 工事の実施については、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」及び「積算編」に基づいて実施するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> 対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、簡易型ICT活用工事の対象外とする。 ただし、ICT活用工事の発注者指定型でありICT対象工種が「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT河道浚渫」、「ICT地盤改良工」、「ICT法面工」、「ICT舗装工（修繕工）」、「ICT土工（1,000mm3未満）」、「ICT小規模土工」、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」、「ICT擁壁工」、「ICT基礎工」、「ICT構造物工（橋梁上部）」、又は「ICTコンクリート堰堤工」の場合で、施工範囲内においてICT活用工事と簡易型ICT活用工事の組み合わせによる施工を希望する場合は、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、発注者が認めて指示した場合はICT活用工事と簡易型ICT活用工事の組み合わせによる施工を行うことができる。 上記の組み合わせによる施工を行う場合は、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」及び「積算編」に基づいて実施するものとする。「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」第7条の工事成績評定点の加点は行わないものとする（「秋田県ICT活用工事実施要綱」に基づく工事成績評定点の加点のみ）。 ICT活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、簡易型ICT活用工事として事後設定できるものとする。なお、簡易型ICT活用工事設定後は、受注者希望型と同様の扱いとする。
<ul style="list-style-type: none"> 完全週休2日（土日） 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、北秋田市週休2日制工事の対象である。 週休2日制工事の実施については、「北秋田市週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> 完全週休2日交替制 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、秋田県週休2日制工事（完全週休2日交替制）である。 受注者は、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ない 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、遠隔臨場の適用工事ではない。ただし、受注者が遠隔臨場の適用を希望する場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用することができる。 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ある 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、遠隔臨場の適用工事であるため、施工計画書に必要事項を記載すること。ただし、通信状況の関係等で利用が適さない場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用を除外することができる。 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> 14 地下埋設物の損傷事故防止 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> 13 遠隔臨場の実施 	

15 架空線等上空施設の損傷事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
17 その他特記事項 (法定外の労災保険の付保)	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・受注者は契約書第53条第2項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。
18 その他特記事項 (1日未満で完了する作業の積算の適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58)によるものとする。 ・1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。 ・本工事は全体作業量を1箇所当りの作業量とする。 ・（「施工箇所が点在する工事の積算」により発注する場合、以下の項目について記載） <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は施工箇所が点在しており、同一施工箇所として取り扱えないことから、○○工区、●●工区及び■工区はそれぞれ別箇所として扱うものとする。
19 その他特記事項 (労働者確保に要する間接費の設計変更適用の場合)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち高層費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書（共通編）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 <ul style="list-style-type: none"> 管 繕 費：借上費、宿泊費、労働者送迎費 <ul style="list-style-type: none"> （宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 2. 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合等を通知するものとする。 3. 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式11）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5. 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書（共通編）により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分を差し引いた費用を土木工事標準積算基準書（共通編）により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算して算出する。 <ul style="list-style-type: none"> なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。 6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 7. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

項目(節)	条件	内容																											
1 工事材料の品質証明指定	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定材料なし 																											
	● ある		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の材料について品質を証明する書類を提出すること <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例)セメントコクリート製品</td> <td>コクリート杭</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> </tbody> </table>	区分	確認材料名	摘要	(例)セメントコクリート製品	コクリート杭	JIS製品以外																				
区分	確認材料名	摘要																											
(例)セメントコクリート製品	コクリート杭	JIS製品以外																											
2 再生資材の使用	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用なし 																											
	● ある		<ul style="list-style-type: none"> ・ ①本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>規格</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クワイクーライ</td> <td>RC-80</td> <td>側溝基礎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クワイクーライ</td> <td>RC-40</td> <td>下層路盤工 歩道路盤工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ ②使用する再生クワイクーライ (RC-40) の粒度範囲は、舗装再生便覧の「再生クワイクーライの望ましい粒度」の規格に適合するものとする。(RC-40を使用する場合に適用) ・ ③受注者は、再生クワイクーライの粒度について確認できる試験結果又は品質を証明する資料を、工事に使用前に監督職員に提出しなければならない。 	材料名	規格	使用箇所	備考	再生クワイクーライ	RC-80	側溝基礎		再生クワイクーライ	RC-40	下層路盤工 歩道路盤工															
材料名	規格	使用箇所	備考																										
再生クワイクーライ	RC-80	側溝基礎																											
再生クワイクーライ	RC-40	下層路盤工 歩道路盤工																											
3 購入土の品質	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質指定なし (各工種の施工に適合するもの) 																											
	● ある		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事に使用する購入土は、CBR○○以上とし工事に使用前に試験結果又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。 																										
4 建設発生土の有効利用	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他工事から搬入なし 																											
	● ある		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事で使用する盛土材は、次の工事の建設発生土を利用するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>路線名・場所</th> <th>利用量</th> <th>搬入時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30-○○○○-20</td> <td>国道285号</td> <td>10,000m³</td> <td>H30.5月~H30.8月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方道路交付金工事</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事名	路線名・場所	利用量	搬入時期	30-○○○○-20	国道285号	10,000m ³	H30.5月~H30.8月		地方道路交付金工事																
工事名	路線名・場所	利用量	搬入時期																										
30-○○○○-20	国道285号	10,000m ³	H30.5月~H30.8月																										
	地方道路交付金工事																												
5 レーシマストコクリートの使用	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用なし 																											
	● ある		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記工種のコクリートは、レーシマストコクリート標準使用基準の次の規格によるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>呼び強度 N/mm²</th> <th>スランプ cm</th> <th>粗骨材の 最大寸法 mm</th> <th>最小セメント 使用量 kg/m³</th> <th>最大 水セメント比 %</th> <th>セメントの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均しコクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>65</td> <td>高炉セメントB種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(高炉セメントB種の使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ※1.高炉セメントB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。 ・ 当該現場地域で高炉セメントコクリートの供給能力がない場合 ・ 著しく気象条件が悪く、コクリートの品質低下の恐れがある場合 ・ 災害復旧等、緊急を要する工事 ・ その他、監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合 <p>(フライアッシュ混合コクリートの使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ※1.コングリート打設が寒冷期(1/1~3/31)になる場合は、原則として使用しない。 ・ ※2.フライアッシュ混合コングリートで発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。 ・ 著しく気象条件が悪く、コクリートの品質低下の恐れがある場合 ・ 災害復旧等、緊急を要する工事 ・ その他、監督職員がフライアッシュ混合コングリートの使用が困難と認めた場合 	工種	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m ³	最大 水セメント比 %	セメントの種類	均しコクリート	18	8	40	-	65	高炉セメントB種												
工種	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m ³	最大 水セメント比 %	セメントの種類																							
均しコクリート	18	8	40	-	65	高炉セメントB種																							
6 重要なコクリート構造物品質管理 ※コクリート構造物特記仕様書 (H23.4.1)	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 																											
	● ある		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の構造物について、コクリート構造物特記仕様書(H23.4.1以降適用)に基づき品質管理を実施しなければならない。 <p>【対象構造物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○○○ ・ ○○○○○○ 																										

7 セメントコンクリート製品の指定材料	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし 															
		ある		<ul style="list-style-type: none"> 工事に使用する指定材料の品質規格は次表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>型式</th> <th>積積</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法覆護岸工</td> <td>美山河プロック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法覆護岸工</td> <td>連結プロック</td> <td>空張</td> <td>・代表流速：●●m/s ・設計水深：▲▲m</td> </tr> </tbody> </table> 受注者は選定プロックの承諾を受けるとき、施工展開図、構造図(法留基礎及び天端工断面含む)を承認図として提出するものとする。また、法線カーブ等により変更が生じた場合は変更承認図を提出するものとする。 プロックの明度は6以下とし、使用にあたっては、明度証明書の写しを添付の上、監督職員の承諾を得るものとする。 (1:1.5より緩いコンクリートプロック(張)) プロックの選定にあたっては、上表条件に基づきプロックの安定性を確認し、その結果を提出のうえ、監督職員の承諾を得るものとする。 	工種	型式	積積	摘要	法覆護岸工	美山河プロック			法覆護岸工	連結プロック	空張	・代表流速：●●m/s ・設計水深：▲▲m		
工種	型式	積積	摘要															
法覆護岸工	美山河プロック																	
法覆護岸工	連結プロック	空張	・代表流速：●●m/s ・設計水深：▲▲m															
8 瀝青材料の使用	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 使用なし 															
		ある		<ul style="list-style-type: none"> ①本工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>規格</th> <th>工種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>②密粒度As(13)改質Ⅱ</td> <td>車道舗装工(表層)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>再生②密粒度As(13)</td> <td>車道舗装工(表層)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>再生②密粒度As(20)</td> <td>車道舗装工(基層)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 	材料名	規格	工種	摘要	アスファルト	②密粒度As(13)改質Ⅱ	車道舗装工(表層)		アスファルト	再生②密粒度As(13)	車道舗装工(表層)		アスファルト	再生②密粒度As(20)
材料名	規格	工種	摘要															
アスファルト	②密粒度As(13)改質Ⅱ	車道舗装工(表層)																
アスファルト	再生②密粒度As(13)	車道舗装工(表層)																
アスファルト	再生②密粒度As(20)	車道舗装工(基層)																
9 再生アスファルト混合物の使用(溶融アスファルト入り)	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 使用なし(使用を妨げるものではない) 															
		ある		<ul style="list-style-type: none"> 当工事において使用する再生アスファルト混合物(歩道部は除く)については、溶融アスファルトを使用すること。なお、やむを得ず溶融アスファルト混合物を使用できない場合には、その理由について監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。 														
10 溶融アスファルト入りアスファルト製品または、フラッシュ入りアスファルト製品の使用	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 使用なし(使用を妨げるものではない) 															
		ある		<ul style="list-style-type: none"> 当工事において使用する下記コンクリート製品については、秋田県認定リサイクル製品(溶融アスファルト入りアスファルト製品または、フラッシュ入りアスファルト製品)を使用すること。なお、やむを得ず認定製品を使用できない場合は、その理由について監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。 <p>【適用製品】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩車道境界プロック 鉄筋コンクリートU型側溝 鉄筋コンクリートU型側溝蓋 可変勾配側溝 可変勾配側溝蓋 鉄筋コンクリートベンチフリューム 鉄筋コンクリート排水フリューム 														
11 県産材(間伐材)を利用した工事名標示板		ない	<ul style="list-style-type: none"> 使用なし(災害復旧工事) 															
	●	ある		<ul style="list-style-type: none"> 本工事には、県産材(間伐材等)を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。 														

下水阿第1号

機器更新工事 (阿仁合No.119-1ポンプ)

一 般 事 項

第1章	総 則	P. 1
	1. 適用範囲		
	2. 一般事項		
	3. 納品図書		
	4. 検査		
	5. 材料保管		
	6. 保証期間		
第2章	更 新	P. 2
	1. 概要		

1. 適用範囲

本仕様書は、阿仁合処理区に設置されている中継ポンプの更新工事に適用する。

2. 一般事項

- (1) 本仕様書に特に定めていない事項については、監督員との打ち合わせによるものとする。
- (2) 請負者は、修繕施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - 1) 労働基準法
 - 2) 労働安全衛生法
 - 3) 建設業法
 - 4) 公害対策基本法
 - 5) 水質汚濁防止法
 - 6) 大気汚染防止法
 - 7) 悪臭防止法
 - 8) 下水道法
 - 9) 電気事業法
 - 10) 道路交通法
 - 11) 騒音規制法
 - 12) その他関係法令、条例
- (3) 請負者は、修繕施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - 1) 日本産業規格 (JIS)
 - 2) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
 - 3) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
 - 4) その他関連の規格
- (4) 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得て、請負者において迅速に処理するものとする。

3. 納品図書

- (1) 納品図書は、製作仕様書、外形図、構造図、及びその他必要な図面より成り、各 3 部 (返却用 1 部を含む) 提出するものとする。
- (2) 納品図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正納品図書を、前記要領で再提出するものとする。

4. 検査

製作等において、組立完成後に性能試験を行い、現地において総合式運転を実施し、正常な運転が行われていることを確認するものとする。

1. 概要

- (1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
- (2) 機器の搬入、据付の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
- (3) 機器の据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

水中汚水ポンプ 仕様一覧

機	機	名	No. 2	水中ポンプ	
---	---	---	-------	-------	--

区分	項目	仕様	備考
水処理設備	(1) 型	式 TU 8 0 ZGP 4 3. 7	2号機
	(2) 口	径 ϕ 8 0 mm	
	(3) 全揚程	6. 7 1 m	
	(4) 吐出量	1. 3 2 m ³ /min	
	(5) 電 動 機	3. 7kw×4P×200V×50Hz	
	(6)		
	(8)		
	(9)		

現場説明書 (条件明示)

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件について、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編
第1章 総則

項目(節)	内 容
1 積算基準	<p>(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。</p> <p>(2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木工事標準積算基準書〔共通編〕(令和7年10月以降適用)秋田県建設部 土木工事標準積算基準書〔電気通信編〕(令和7年10月以降適用)秋田県建設部 土木工事標準積算基準書〔機械編〕(令和7年10月以降適用)秋田県建設部 土木工事標準積算基準書〔参考資料〕(令和7年10月以降適用)秋田県建設部 建設機械等積算算定表(令和7年10月1日以降適用)秋田県建設部 その他関係諸法規
2 施工調査	<p>● 対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。</p> <p>○ 対象あり。 ○ 対象あり。施工合理化調査の対象としており、その費用として共通仮設費の技術管理費に○ ○○○○○円を見込んでいます。</p>

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示
1 工程関係

(1) 工期設定	<p>本工事は下記の通り工期を設定しています。</p> <table border="1"> <tr> <td>不稼働日数 (工期180日ー準備及び後片付け期間50日) × (13.8 / 3.0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>= 60日</td> </tr> <tr> <td>準備期間</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>後片付け期間</td> <td>20日</td> </tr> </table> <p>※工期には、全土曜日、日曜日及び祝日等(夏季、年末年始の休暇を含む)の休日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数を見込んでいます。 ※不稼働日数については、「秋田県土木共通仕様書1-1-300■不稼働日数」参照</p>	不稼働日数 (工期180日ー準備及び後片付け期間50日) × (13.8 / 3.0)			= 60日	準備期間	30日	後片付け期間	20日									
不稼働日数 (工期180日ー準備及び後片付け期間50日) × (13.8 / 3.0)																		
	= 60日																	
準備期間	30日																	
後片付け期間	20日																	
(2) 関連工事による施工時期の調整	<p>● 調整なし ある</p> <p>・ 次の工事の施工に伴い本工事の工程が影響を受けますので、施工時期等の調整を実施してください。なお、調整の結果、作業工程等に変更が生じた場合は、別途協議します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事番号</th> <th>工事内容</th> <th>影響を受ける時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>06-○○○○-10 地方道路交付金工事</td> <td>橋梁下部工(P1)</td> <td>R6.10月～R7.2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の時期について施工できないものとして見積もってください。</p>	工事番号	工事内容	影響を受ける時期	06-○○○○-10 地方道路交付金工事	橋梁下部工(P1)	R6.10月～R7.2月											
工事番号	工事内容	影響を受ける時期																
06-○○○○-10 地方道路交付金工事	橋梁下部工(P1)	R6.10月～R7.2月																
(3) 施工時期、時間及び施工方法の制限	<p>● 制限なし ある</p> <p>・ 制限なし</p> <p>・ 本工事の作業時期及び時間帯等は、下表に示すとおりです。 なお、受注者は関係機関等との調整の結果、施工時期、作業時間帯等に変更が生じた場合は別途協議します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種又は種別・細別</th> <th colspan="2">時間帯</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">施工方法</th> </tr> <tr> <th>作業開始</th> <th>作業終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工</td> <td>21時</td> <td>6時</td> <td>R6.10月～R6.11月</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>排水工(農業用水)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>R6.12月中旬まで完成</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table>	工種又は種別・細別	時間帯		期 間	施工方法	作業開始	作業終了	舗装工	21時	6時	R6.10月～R6.11月	制限なし	排水工(農業用水)	—	—	R6.12月中旬まで完成	制限なし
工種又は種別・細別	時間帯		期 間	施工方法														
	作業開始	作業終了																
舗装工	21時	6時	R6.10月～R6.11月	制限なし														
排水工(農業用水)	—	—	R6.12月中旬まで完成	制限なし														
(4) 関係機関、自治体等との協議	<p>● 協議なし ある</p> <p>・ 協議なし</p> <p>・ 関係機関等との協議状況は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>協議内容</th> <th>協議成立見込時期(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○土地改良区</td> <td>農業用水付け替え</td> <td>R6.1.10協議済み</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	協議内容	協議成立見込時期(予定)	○○土地改良区	農業用水付け替え	R6.1.10協議済み											
関係機関	協議内容	協議成立見込時期(予定)																
○○土地改良区	農業用水付け替え	R6.1.10協議済み																
(5) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	<p>● 条件なし ない ある</p> <p>・ 条件なし</p> <p>・ 関係機関等との協議結果及び条件は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>影響事項</th> <th>協議結果</th> <th>施工条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用水付け替え工事</td> <td>用水の使用時期がR6.4月下旬 4月中旬までの完成と流下確認</td> <td>R6.4月中旬まで完成 完成後の流下確認立会</td> </tr> </tbody> </table>	影響事項	協議結果	施工条件等	農業用水付け替え工事	用水の使用時期がR6.4月下旬 4月中旬までの完成と流下確認	R6.4月中旬まで完成 完成後の流下確認立会											
影響事項	協議結果	施工条件等																
農業用水付け替え工事	用水の使用時期がR6.4月下旬 4月中旬までの完成と流下確認	R6.4月中旬まで完成 完成後の流下確認立会																

2 用地関係

(1) 工事用地等の制限	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・制限なし
	○ ある	
(2) 官有地(民有地)の使用	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・使用なし
	○ ある	
3 公害関係	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・制限なし
	○ ある	

(1) 公害防止のための制限 (低騒音型建設機械等)	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・制限なし
	○ ある	
(2) 事業損失防止に係る調査	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・事前・事後調査なし
	○ ある	
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】	● ない	<ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。 2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。(契約事項第28条) 3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。 4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。
	○ ある	

4 安全対策関係	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・計上なし 									
	○ ある										
(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導警備員の計上】	● ない	<ul style="list-style-type: none"> ・計上なし 									
	○ ある										
	● ない	<p>(1) 施工箇所が点在する工事（以外の場合）</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>計上人数</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員(A)</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員(B)</td> <td>2</td> <td>(0)</td> </tr> </table> <p>※0は交代要員で内数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事における工事期間中の交通管理として計上する交通誘導警備員は、下記によるものとします。なお、現地状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。 	名称	計上人数	(0)	交通誘導警備員(A)	0	(0)	交通誘導警備員(B)	2	(0)
	名称		計上人数	(0)							
交通誘導警備員(A)	0	(0)									
交通誘導警備員(B)	2	(0)									
○ ある	<p>「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき、上記工種の施工に使用する建設機械（○○○〇及び○○○○）は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日国土交通省告示第487号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。また、使用する低騒音型建設機械は、写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。</p> <p>作業時間 制限なし</p>										

(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項	●	ない	・対象なし																
		ある	・本工事において土石等の崩落防護施設、飛散防護施設が必要なため、下記の防護施設を設置するものとします。 施設内容 工事箇所に隣接している家屋への飛散防護施設（指定仮設）																
(3) 発破作業に関する事項	●	ない	・対象なし																
		ある	・火薬類盗難防止に万全を期すため、保安管理員を配置するものとします。 これ以外に火薬類盗難防止措置を講ずる場合は、監督職員の承諾を得るものとします。																
(4) 架空線等上空施設について (発注時に架空線等上空施設を把握している場合)	●	ある	1. 本工事範囲内にある架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地踏査及び上空施設管理者との協議により確認するものとする。 2. 本工事範囲内にある架空線等上空施設は以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>管理者</th> <th>条件等</th> <th>貸与する資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	管理者	条件等	貸与する資料												
施設の種類	管理者	条件等	貸与する資料																

5 工事用道路関係

(1) 一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし
		ある	・本工事における搬入路の指定及び制限は次のとおりです。 搬入路指定 市道○○○線 ○○地内から○○○地内 使用制限等 期間 ○○月○○日～○○月○○日 時間帯 ○○時～○○時 使用中又は使用後の措置 搬入路等の補修が必要となった場合は別途協議します。
(2) 仮設道路の設置	●	ない	・設置なし
		ある	・本工事における仮設道路の仕様は次のとおりです。 仮設道路の延長・幅員等 L=8.0m、W=2.3m（設計図書のとおり） 仮設道路に補修材として再生砕石(RC-40)を200g敷均、設置条件 敷き鉄板を500㎡の設置を見込んでいます。 安全施設内容 設置なし。 工事終了後の措置 鉄板は撤去します。

6 仮設備関係

(1) 仮設備の指定	●	ない	・指定なし（任意仮設）					
		ある	<table border="1"> <thead> <tr> <th>仮設備条件等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	仮設備条件等				
仮設備条件等								
(2) 仮設備の引渡・引継	●	ない	・引継・引渡なし					
		ある	・本工事における仮設備の引渡・引継は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>仮設備取扱</th> <th>仮設備、残骸、足場等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>工事完了後、現場に存置します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事完了後の積料、撤去費用等については別途協議します。</td> </tr> </tbody> </table>	仮設備取扱	仮設備、残骸、足場等		工事完了後、現場に存置します。	
仮設備取扱	仮設備、残骸、足場等							
	工事完了後、現場に存置します。							
	工事完了後の積料、撤去費用等については別途協議します。							

7 工事支障物件関係

(1) 占用支障物件の有無	●	ない	●	ない	●	ない	●	ない	●	ない																				
		ある		ある		ある		ある		ある																				
(2) 占用物件との重複施工	●	ない	<p>・ 占有支障物件なし</p> <p>・ 本工事の施工にあたり、支障となる占用物件は次のとおりであり、施工に伴い支障となる物件が発生した場合は、別途協議します。</p> <table border="1"> <tr> <td>支障物件</td> <td>電柱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>東北電力(株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>3本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>N0.1～N0.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移設時期</td> <td>R7.2～R7.4</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								支障物件	電柱			管理者	東北電力(株)			数量	3本			位置	N0.1～N0.5			移設時期	R7.2～R7.4		
		支障物件	電柱																											
管理者	東北電力(株)																													
数量	3本																													
位置	N0.1～N0.5																													
移設時期	R7.2～R7.4																													
	ある	<p>・ 重複施工なし</p> <p>・ 本工事の施工にあたり、占用物件との重複施工となるため管理者等と調整していただきます。なお、重複施工に伴い本工事の工程に影響が生じる場合は別途協議します。</p> <table border="1"> <tr> <td>支障物件</td> <td>電柱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>東北電力(株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>電柱移設3本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>R7.2～R7.4</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								支障物件	電柱			管理者	東北電力(株)			工事内容	電柱移設3本			期間	R7.2～R7.4							
支障物件	電柱																													
管理者	東北電力(株)																													
工事内容	電柱移設3本																													
期間	R7.2～R7.4																													

8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

(1) 建設リサイクル法の対象工事	●	ない	●	ない	●	ない	●	ない	●	ない																																	
		ある		ある		ある		ある		ある																																	
【対象工事】 次の①から⑥に該当する工事を ①特定建設資材を使用・搬出する工事 ※非出量がないでも使用量がある場合は対象 ※特定建設資材 ・コンクリート ・アスベスト・鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アクリル・コンクリート ②請負額が500万円以上(税込)の工事	●	ない	<p>・ 適用なし</p> <p>・ 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。</p> <p>①分別解体等の方法 条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。</p> <table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th> </tr> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>④本体構</td> <td>本体構造の工事</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付</td> <td>本体付属品の工事</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td>その他の工事</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> </table> <p>※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。 ※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。</p> <p>②再資源化等をする施設の名称及び所在地 下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。</p> <table border="1"> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> </tr> <tr> <td>コンクリート製</td> <td>(株)○○建設</td> <td>秋田市○○字○○1 ー1</td> <td>20km</td> </tr> <tr> <td>アスファルト製</td> <td>(株)○○建設</td> <td>秋田市○○字○○1 ー1</td> <td>20km</td> </tr> </table> <p>③受入時間 ・○○処分場：△△時△△分～□□時□□分 ④その他</p> <p>・ 現場外搬出なし</p>								工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	②土工	土工	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	③基礎	基礎工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	④本体構	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	⑤本体付	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	⑥その他	その他の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名	所在地	運搬距離	コンクリート製	(株)○○建設	秋田市○○字○○1 ー1	20km	アスファルト製	(株)○○建設	秋田市○○字○○1 ー1	20km
		工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																																							
①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																									
②土工	土工	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																									
③基礎	基礎工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																									
④本体構	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																									
⑤本体付	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																									
⑥その他	その他の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																									
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名	所在地	運搬距離																																								
コンクリート製	(株)○○建設	秋田市○○字○○1 ー1	20km																																								
アスファルト製	(株)○○建設	秋田市○○字○○1 ー1	20km																																								
(2) 建設副産物の排出 (特定建設資材以外、又は 請負額500万円未満の工事)	●	ない	<p>・ 現場外搬出なし</p>																																								
		ある	<p>・ 現場外搬出なし</p>																																								

9 棄液注入関係

(1) 棄液注入の施工	●	ない	●	ない	●	ない	●	ない	●	ない
		ある		ある		ある		ある		ある
<p>・ 施工なし</p> <p>・ 秋田県土木工事共通仕様書（参考資料）「棄液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」等に基づき実施してください。</p>										

10 その他

<p>(1) 工事現場発生品の処理 (工事現場再利用品)</p>	<p>● ある</p>	<p>・発生品又は再利用品なし</p>											
	<p>● ない</p>	<p>・従来施設の撤去により生じた発生品の扱いは下表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>現場内使用の有無</th> <th>収納場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>無</td> <td>指定箇所保管</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	現場内使用の有無	収納場所等	汚水ポンプ	1台	無	指定箇所保管			
品名	数量	現場内使用の有無	収納場所等										
汚水ポンプ	1台	無	指定箇所保管										
<p>(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)</p>	<p>● ない</p>	<p>・対象外</p>											
	<p>○ ある</p>	<p>・その他の条件は、次のとおりとします。 ・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1) 本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置基数</th> <th>2</th> <th>基</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置月数</td> <td>3</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>工事期間中の延べ設置基数</td> <td>6</td> <td>基・月</td> </tr> <tr> <td>1基の1月当たり単価</td> <td>57,000</td> <td>円/基・月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編 第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更率において、支出実態のわかる資料により、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</p>	設置基数	2	基	設置月数	3	月	工事期間中の延べ設置基数	6	基・月	1基の1月当たり単価	57,000
設置基数	2	基											
設置月数	3	月											
工事期間中の延べ設置基数	6	基・月											
1基の1月当たり単価	57,000	円/基・月											
<p>(3) その他条件 (ICT活用工事)</p>	<p>○ 発注者指定型又は受注者希望型</p>	<p>(発注者指定型、受注者希望型：共通事項) ・工事の積算については、「秋田県ICT活用工事実施要領」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」に基づいて実施するものとする。 ・積算については、「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」に基づいて実施するものとする。</p>											
	<p>● 対象外</p>	<p>・本工事は、ICT活用工事の対象外とする。 ただし、ICT活用工事として事後設定した場合、工事の積算については「秋田県ICT活用工事実施要領」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」に基づいて実施するものとする。</p>											
<p>(4) その他条件 (簡易型ICT活用工事)</p>	<p>○ 発注者指定型又は受注者希望型</p>	<p>(発注者指定型、受注者希望型：共通事項) ・ICTの活用に要する費用は、当初は計上していない。 ・工事の積算については、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要領」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」に基づいて実施するものとする。</p>											
	<p>● 対象外</p>	<p>・本工事は、簡易型ICT活用工事の対象外とする。 ただし、特記仕様書にあるICT活用工事と簡易型ICT活用工事を組み合わせたものによる場合、工事の積算については、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要領」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」に基づいて実施するものとする。 ・簡易型ICT活用工事として事後設定した場合、工事の積算については「秋田県簡易型ICT活用工事実施要領」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」及びI種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）」に基づいて実施するものとする。</p>											
<p>(5) その他条件 (週休2日制工事)</p>	<p>● 完全週休2日（土日）</p>	<p>・その他の条件は次のとおりです。 ・本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日（土日）を実施する工事であり、完全週休2日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとします。</p>											
	<p>○ 完全週休2日交替制</p>	<p>・工期内において、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休2日が未達成の場合は補正は行いません。</p>											
<p>(5) その他条件 (週休2日制工事)</p>	<p>○ 完全週休2日交替制</p>	<p>・その他の条件は次のとおりです。 ・本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日交替制を実施する工事であり、完全週休2日交替制の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとします。</p>											
	<p>● 完全週休2日交替制</p>	<p>・工期内において、完全週休2日交替制が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は補正は行いません。</p>											

<p>(6) その他条件 (現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正)</p>	<p>● ない ある</p>	<p>・補正なし</p> <p>・現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正を行うときの条件は次のとおりです。 本工事箇所については、積雪寒冷地域（４級地）とし、一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。</p> <p>秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。） 能代市（二ツ井町の区域に限る。） 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。） 鶴上市（昭和町及び嫩田川町の区域に限る。） 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町 仙北郡 雄勝郡</p> <p>※ 括弧内の区域の名称は、平成16年4月1日における名称</p>						
<p>(7) その他条件</p>	<p>● ない ある</p>	<p>・条件なし</p> <p>・その他の条件は次のとおりです。 ・当業務委託は、簡易な維持管理委託業務の道路維持の諸経費を採用しています。 ・低入札価格調査基準価格（または最低制限価格）は、工場製作品（○○○：品名）の単価を直接工費費（または直接製作費）として算定しています。 ・（発注者指定方式の場合） （労務単価の冬期屋外工事の補正及び）現場管理費の冬期補正については、令和○○年○○月○○日を工事着手日とする○○日間の実工期に基づき計上しています。 ・（任意着手方式の場合） （労務単価の冬期屋外工事の補正及び）現場管理費の冬期補正については、令和○○年○○月○○日をみなしの工事着手日とする○○日間の実工期に基づき計上していますが、契約後、受注者が定めた実工期に基づき変更します。 ・本工事は、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算」により積算しています。 ・本工事における共通仮設費及び現場管理費の金額は、施工箇所毎に算出した金額を合計するものとします。また、共通仮設費率及び現場管理費率については、本工事内容全体で判断した主たる工種により積算しています。</p>						
<p>(8) その他条件 (施工位置)</p>	<p>● 位置図添付 座標位置</p>	<p>・工事箇所については、位置図（参考図面）に明示した位置とする。</p> <p>・工事箇所については、以下の緯度経度の座標位置とする。 <table border="1" data-bbox="817 646 896 1268"> <tr> <td>○○△△区</td> <td>39.71868037858493, 140.10295771525512</td> </tr> <tr> <td>△△△△区</td> <td>39.7188268382774424, 140.10479242043667</td> </tr> <tr> <td>■■■■区</td> <td>39.717460578962964, 140.10230869494882</td> </tr> </table> ※緯度経度は代表的な位置を示すものです。詳細は平面図等を確認してください。 </p>	○○△△区	39.71868037858493, 140.10295771525512	△△△△区	39.7188268382774424, 140.10479242043667	■■■■区	39.717460578962964, 140.10230869494882
○○△△区	39.71868037858493, 140.10295771525512							
△△△△区	39.7188268382774424, 140.10479242043667							
■■■■区	39.717460578962964, 140.10230869494882							
<p>11 諸経費関係（積算上の条件明示）</p>								
<p>(1) 施工地域区分</p>		<p>・（「施工箇所が点在する工事」以外の場合） 本工事における共通仮設費及び現場管理費の地域補正については、施工地域区分を「一般交通影響あり」として積算しています。</p>						

機器更新工事（阿仁合No.119-1 ポンプ）

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
下水道工事（3）01	1	式				
合計						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
下水道工事（3）01	1	式				
No.2汚水ポンプ交換	1	式			明 1 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費（積上げ）	1	式				
安全費	1	式				
秋田県産（間伐材） 工事名標示板設置費用（2基）	1	組				
共通仮設費（率化）	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

機器更新工事（阿仁合No.119-1 ポンプ）

【 第 1 号 明細書 】						
No.2汚水ポンプ交換						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交換品費 TU80ZGP43.7	1	式			A 1 号	
修繕労務費	1	式			A 2 号	
仮設工	1	式			A 3 号	
計						

見積単価一覧表【閲覧用】

工事番号 : 下水阿第1号	工事名 : 機器更新工事 (阿仁合No.119-1ポンプ)
---------------	-------------------------------

番号	名称	規格	単位	単価	摘要
1	水中ポンプ	口径：80mm 電圧：AC200V 出力：3.7kw 吐出量：1.32m ³ /min 全揚程：6.7m ケーブル長：40m (SUSチェーン、スライド付)	台	4,215,000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					